一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第二百九号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十七年三月三十一日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十七年関東地方整備局告示第二百九号及び令和三年関東地方整備局告示第五十四号の事業地のうち武蔵村山市三ツ木一丁目及び三ツ藤三丁目において事業地を変更し、武蔵村山市三ツ木二丁目を事業地に追加し、武蔵村山市榎三丁目を事業地から削除する。
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年関東地方整備局告示第六十五号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十八年三月十五日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十八年関東地方整備局告示第六十五号及び令和四年関東地方整備局告示第十二号の事業地のうち武蔵村山市中原一丁目及び岸一丁目において事業地を変更し、武蔵村山市三ツ木一丁目を事業地に追加する。
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年関東地方整備局告示第二百四十三号福生都市計画道路事業三・四・四号新青梅街道線及び立川都市計画道路三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十四年七月四日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十四年関東地方整備局告示第二百四十三号、平成三十一年関東地方整備局告示第百三十三号及び令和七年関東地方整備局告示第五十五号の事業地のうち西多摩郡瑞穂町大字武蔵及び大字石畑字二本榎において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
	メートル	キロメートル
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字弥谷六一〇五番三地内	○・○○～四・九二	○・○一一
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字牛谷六一五〇番二から同町大字小熊字光入二九六〇番三まで	○・○○～五・八三	○・○一三
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字光入二九六一番地内	○・○○～一・〇三	○・○〇八
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字別所谷六一八七番二地内	○・○○～六・六九	○・○一三
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字東兀二六七四番から同町大字小熊字東兀六一九〇番一から同町大字小熊字東兀二六七四番まで	○・○○～七・三六	○・○二五
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字東兀二六七四番から同町大字小熊字東兀六一九一番四まで	○・○○～三・八〇	○・○一七
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字瀧之谷六一九三番三から同町大字小熊字瀧之谷六一九三番一二まで	○・○○～三・五七	○・○一〇
和歌山県日高郡日高川町大字土生字下ノ谷六二四四番一から同町大字土生字下ノ谷六二四三番一まで	○・○○～一・二八	○・○六六
和歌山県日高郡日高川町大字土生字下ノ谷五一二番一から同町大字土生字下ノ谷五〇四番三まで	○・○○～九・二五	○・○一〇
和歌山県日高郡日高川町大字土生字打谷六二六一番一から同町大字土生字打谷六二六〇番五まで	○・○○～六・六六	○・○〇七
和歌山県日高郡日高川町大字中津川字高岸一六〇三番一地内	○・○○～七・〇九	○・○一〇
和歌山県有田郡広川町大字上津木字北垣内一三八一番一から同町大字上津木字北垣内一三八四番まで	○・○○～六・四三	○・○〇九
和歌山県有田郡広川町大字上津木字北垣内一三八四番から同町大字上津木字北垣内一三八七番三まで	○・○○～四・一四	○・○〇九
和歌山県有田郡広川町大字上津木字北垣内一三八四番から同町大字上津木字北垣内一三八七番三まで	○・○○～七・九四	○・○七二
和歌山県有田郡広川町大字上津木字北垣内一四五〇番一から同町大字上津木字北垣内一四五一番一まで	○・○○～二・〇四	○・○〇五
和歌山県有田郡広川町大字河瀬字横縄手七九番二から同町大字河瀬字横縄手七九番六まで	○・○○～一・〇四	○・○〇九
和歌山県有田郡広川町大字井関字新開六〇五番一地内	一〇・四六	○・○〇五
和歌山県有田郡広川町大字井関字新開六〇六番五地内	○・○○～一三・五六	○・○二〇
和歌山県有田郡広川町大字井関字先開一二番一地内	○・○○～二二・四七	○・○一四
和歌山県有田郡広川町大字井関字先開三六番一地内	○・○○～二五・二五	○・○一一
和歌山県有田郡広川町大字殿字十郎三二番一地内	○・○○～○・九六	○・○一二
和歌山県有田郡広川町大字柳瀬字水ケ谷三四七番一地内	一・四六～五・八九	○・○〇四
大字柳瀬字水ケ谷三四七番一から同町大字柳瀬字水ケ谷三七一番一まで	○・○○～四・一〇	○・○二三
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字段三七五番二から同町大字山田字段三七五番一まで	○・○○～八・二六	○・○二一
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字段三七五番一地内	○・○○～○・三九	○・○〇一
和歌山県有田郡有田川町大字奥字大谷三七三番一地内	○・○○～一・八六	○・○三五
和歌山県有田郡有田川町大字水尻字堂ケ谷一三八一番一地内	○・九五～○・九六	○・○〇二

○近畿地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之